

○ 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）

改正案	現行
<p>（公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等）</p> <p>第二十五条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）<u>第二十三条の二</u>の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合について準用する。この場合において、企業内容等の開示に関する内閣府令<u>第二十三条の二</u>中「<u>目論見書</u>」とあるのは、「<u>公開買付説明書</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 公開買付者は、前項の規定において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令<u>第二十三条の二</u>第二項各号に掲げる方法（次項及び第四項において「<u>電磁的方法</u>」という。）により法第二十七条の九第二項の規定する公開買付説明書の交付に代えて当該説明書に記載すべき事項を提供するときは、株券等の売付け等を行うとする者に対し、第十五条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならぬ。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対</p>	<p>（公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等）</p> <p>第二十五条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）<u>第二十三条の三</u>の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合について準用する。</p> <p>2 公開買付者は、前項の規定において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令<u>第二十三条の三</u>第二項各号に掲げる方法（次項及び第四項において「<u>電磁的方法</u>」という。）により法第二十七条の九第二項の規定する公開買付説明書の交付に代えて当該説明書に記載すべき事項を提供するときは、株券等の売付け等を行うとする者に対し、第十五条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならぬ。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対</p>

し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならない公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第一項の承諾をしている者に対しては、第十五条第五項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。

し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならない公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の三第一項の承諾をしている者に対しては、第十五条第五項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。